第二十六条の二十第四項中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同条第二十七項中「第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十四項」を「第二十五項」に、「第二十六項」を「第二十七項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に、「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項本文中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項ただし書中「第三条の二第二十三項」を「第三条の二第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第二十四項」を「第二十五項」に、「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第九項、第十四項から第十七項まで及び第二十項から第二十四項まで」を「第十項、第十五項から第十八項まで及び第二十一項から第二十五項まで」に改め、同項の表第二項の項中「第二十六条の二十第二十一項において準用する第十四項」を「第二十六条の二十第二十二項において準用する第十五項」に、「（第十四項」を「（第十五項」に、「この条第十四項」を「この条第十五項」に改め、同表第十五項の項中「第十五項」を「第十六項」に、「第二十六条の二十第二十一項」を「第二十六条の二十第二十二項」に改め、同表第二十三項の表第二項の項及び第二十三項の表第二項第一号の項の項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同表第二十三項の表第十五項の項の項中「第二十四項の表第十五項」を「第二十五項の表第十六項」に改め、同表第二十三項の表第十七項の項中「第二十三項の表第十七項」を「第二十四項の表第十八項」に改め、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十七項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十六項中「第十四項」を「第十五項」に、「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第三条第七項及び第八項」を「第三条第八項及び第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十項に」を「第十一項に」に、「第十項から第十二項まで」を「第十一項から第十三項まで」に、「第十一項、第十二項及び第十六項」を「第十二項、第十三項及び第十七項」に、「第十項及び第十一項」を「第十一項及び第十二項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三条第七項及び第八項」を「第三条第八項及び第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第四十一条の十三の三第七項第四号に規定する政令で定める規定は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条第一項の規定とする。

第二十七条の二第四項中「第三条の二第十項」を「第三条の二第十一項」に、「同条第十項第一号」を「同条第十一項第一号」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第十一項及び第十二項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第四十二条の二第二項第一号に規定する政令で定める規定は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条第一項の規定とする。

第三十九条の十二第五項及び第三十九条の十三第二十九項中「の規定」の下に「その他財務省令で定める規定」を加える。

（復興特別所得税に関する政令の一部改正）

第五条　復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の項の次に次のように加える。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）	第十七条第一項	租税特別措置法	平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に発行された租税特別措置法
		所得税の額は	所得税の額及び復興特別所得税の額は
		定める金額	定めるところにより計算した所得税の額及び復興特別所得税の額
	第十七条第一項各号	相当する金額	相当する金額及び当該源泉徴収による所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の額
	第十七条第二項	所得税の額は	所得税の額及び復興特別所得税の額は
		定める金額	定めるところにより計算した所得税の額及び復興特別所得税の額
	第十七条第二項各号	相当する金額	相当する金額及び当該株主等対象償還差益に対する所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の額
	第十七条第三項	による	によるものとし、当該外国居住者等に対して租税条約等実施特例法第三条の三第二項の規定により還付する復興特別所得税の額は、復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えられた租税条約等実施特例法施行令第三条第二項の規定にかかわらず、零とする
	第十七条第五項	還付請求書を	所得税の還付請求書と当該所得税に係る復興特別所得税の還付請求書とを併せて
	第十七条第六項	第二十六条の十四	第二十六条の十四（これらの規定を復興特別所得税に関する政令第十条第一項において準用する場合を含む。）
	第二十条	所得税に	所得税及び復興特別所得税に
		）」とあるのは「	）」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた